

資料 7

41 公 取 下 第 169 号
41 企 庁 第 339 号
昭 和 41 年 3 月 11 日

(繊維以外の業種) 殿

公正取引委員会事務局長 竹 中 喜満太
中 小 企 業 庁 長 官 山 本 重 信

下請代金の支払手形のサイト短縮について

上記のことについては、かねてより強く要請してきたところであるが、遺憾ながら最近の状況をみると必ずしも改善されているとは認められません。

政府としては、このような事態に対処して下請代金支払遅延等防止法の趣旨にそい、下請取引の適正化をはかるために、下請代金の支払に係る手形のサイトの短縮について下記により措置を講じることになりました。

については貴会においても政府の方針を十分ご了知のうえ、さん下の工業会およびその所属親事業者に対し、周知徹底するとともに、さらに積極的に下請取引の適正化をはかるようご指導をお願いします。

記

手形サイトは業種業態に応じかなりの長短があるので、今後実情に即した標準を定める方針であるが、(繊維以外の業種)については、さしあたり、親事業者は、下請代金の支払のために振り出す手形のサイトを原則として **120 日以内**とし、さらに経済情勢の好転に即応しつつ短縮するよう努力することとする。

上記のサイトを越える手形を振り出している親事業者に対しては、実情聴取のうえ業種業態に応じ所要の改善指導を行なうとともに下請事業者の利益を不当に侵害している親事業者に対しては、下請代金支払遅延等防止法に基づき必要かつ適切な措置をとるものとする。

なお、親事業者は、手形サイトの短縮にあたって、現金支払率の低下、支払期日の延長、外注量の削減等取引条件を悪化させてはならない。また、現在120日未満のサイトの手形を交付している親事業者は、これを維持するよう努めることとする。